



農業委員会だより

第 32 号

■発行／日田市農業委員会事務局 ☎0973-22-8213 日田市田島 2 丁目 6 番 1 号



市長へ意見書を提出しました!!

日田市農業委員会は令和元年 9 月 27 日、原田市長に「農地利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました。これは農業委員会に関する法律に基づくもので、農業者の意見を市の農業施策に反映させることを目的とするものです。

農業委員会は市と協力して、農地に係る諸問題解決に向けて積極的に取り組んでいきます。

目次

- 農地利用最適化推進施策に関する意見書・・・P.2
- 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について・・・P.3、4
- 農業委員会活動報告・・・P.5
- 九州北部豪雨被災農家、再開への道のり・・・P.6
- 農地中間管理事業について・・・P.7
- 農業委員会からのお知らせ・・・P.8

農地利用最適化推進施策に関する意見書



↑ 市長との意見交換の様子

日田市農業委員会は、九月二十七日、農業委員会に関する法律第三十八条の規定に基づき「農地利用最適化推進施策に関する意見書」を原田市長に提出しました。

・(災害復旧)

- ① 農業者が安心して早期に農業再開ができるよう復旧・復興に取り組んで頂くよう要望します。
- ② 災害復旧の中で、造成工事と併せて堆肥の投入を行うよう要望します。
- ③ 平成二十九年七月九州北部豪雨において、河川の改良復旧工事が行われる地区において、市単小災害復旧事業の補助率高上げの継続を要望します。

・(担い手への支援)

- ① (集落営農組織に対する支援)
集落営農組織活動支援事業において、経費削減のため中古機械の導入について対象となるよう要望します。
- ② (地域の担い手に対する支援)
担い手農家(個人)の農業機械の導入に対する支援を要望します。
- ③ 産直野菜の増産を目的として、産直野菜増産ミニハウス等導入事業による支援がありますが、事業の拡充として、販売戦略と併せた新品種導入に対する支援、先進地視察等に対する支援を要望します。
- ④ 営農指導強化事業の継続と営農相談員の増員を要望します。

・(JA出資型法人の設立推進について)

- ① 担い手組織としての活動、新規就農予定者の研修、農業従事者不足に対応するための外国人研修者の派遣も可能となり、日田市農業の課題解決に寄与すると考えられることから、早期の「JA出資型農業法人」設立に向けた取り組みを要望します。

・(農産物の販売戦略について)

- ① アンテナショップを活用し、季節ごとの旬の農作物のPRの場の提供など情報発信の推進を要望します。
- ② 日田産農産物のブランド化に向けた各種事業の継続と、さらなる取り組みの強化を要望します。

・(農地への排水・給水対策)

- ① 水田においては、基盤整備から数十年が経過し、水はけが悪く、水稻以外の作物の栽培ができないところが多くあります。また、給水施設についても、老朽化により安定した農業用水の供給ができないところがあります。安定した、作物栽培ができるよう、排水対策、給水施設の整備を要望します。

・(農業振興地域の見直しについて)

- ① 農地転用する場合、農用地の除外が必要であることから、農業振興地域整備計画の見直し時に、農地として活用できない農地については、農業振興地域の農用地指定から、除外するよう要望します。

・(中山間地域等直接支払事業等の受給事務支援体制の整備について)

- ① 中山間地域等直接支払事業については、令和二年度より、第五期の取り組みになると伺っていますが、集落内での人材不足により事業の継続が困難な集落が出ると予想されています。このため、事務局の広域化など、事務受け入れ態勢の整備を要望します。

・(有害鳥獣対策について)

- ① 山林の手入れを行うことにより、有害鳥獣が近づくにくい環境整備につながることから、市が積極的に関与して間伐、枝打ちなど山の手入れを進めるよう要望します。

農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集！！

- ◆令和2年7月19日をもって任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。
(※法律の改正により、農業委員の選挙制度は廃止になりました。)

募集人員

- ・農業委員 19 名
- ・農地利用最適化推進委員 19 名

募集期間

- ・令和2年2月4日（火）から 令和2年3月2日（月）まで

対象者

- ・農業委員
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
- ・農地利用最適化推進委員
農地等の利用の最適化の推進（農地の利用集積、耕作放棄地の発生防止など）に熱意と識見を有し、担当する区域における現場活動ができる者

募集資格要件

次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

- ① 日田市に住所を有しない者（特別な事情がある場合を除く）
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

募集方法

- ・自薦（本人が応募する場合）又は他薦（団体等による推薦又は3名以上の連名による推薦）による。
- ・規定の様式に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、農業委員会事務局に提出してください。
- ・募集要項及び推薦書・応募書は、農業委員会事務局及び各振興局で配布します。また、市ホームページから様式をダウンロードして使用できます。

※詳しい内容につきましては、募集要項をご覧ください。

※農地利用最適化推進委員は募集の区域が設けられていますので、次ページの別表「農地利用最適化推進委員区域設定一覧表」を参照ください。

お問い合わせ先（推薦書・応募書提出先）
〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号
日田市農業委員会事務局（日田市役所3階）
電話（0973）22-8213

別表「農地利用最適化推進委員区域設定一覧表」

※募集人数 19人(19区域 各1人)

※複数の区域への推薦(又は応募)が可能です。兼務はできません。

区域名	募集人数	担当の地区(自治会)
日田・五和	1	亀川町・日ノ隈町・中釣町・中ノ島町・堀田町・亀山町・本庄町・三隈町・大和町・川原町・若宮町・元町・南元町・本町1・本町2・東町1・東町2・中央通1・中央通2・中央通3・三本松・淡窓町・中城町・港町・丸の内町・豆田第1・豆田第2・城町1・城町2・上城内町・丸山1・丸山2・城内新町・石井町1・石井町2・石井町3・高井町・内河町・小山町・緑町1・緑町2
高瀬	1	高瀬本町・大宮町・琴平町・八幡町・大日町・南部町・誠和町・銭湊町・京町・串川1・串川2・上野町
三芳	1	田島1・田島2・田島3・田島本町・田島町・刃連町・下井手町・三芳小湊町・大部町・桃山町・小ヶ瀬町・日高町・神来町・求町・古金町
西有田	1	上手町・坂井町・三ノ宮町1・三ノ宮町2・石松町・尾当町・有田町・三池町・中尾町・水目町・秋山町・あやめ台
三花	1	秋原町・市ノ瀬町・伏木町
三花・小野	1	天神町・清水町・財津町・藤山町・三和団地・三河町・鈴連町・殿町・源栄町
東有田①	1	池辺町・松野町・諸留町・上諸留町
東有田②	1	月出町・羽田町・日の本町・岩美町・東羽田町
朝日	1	小迫町・朝日町・二串町・君迫町・山田町・朝日ヶ丘
光岡	1	日ノ出町・清岸寺町・吹上町・玉川町・玉川3・新治町・南友田町・北友田1・北友田2・北友田3
大鶴	1	鶴城町・鶴河内町・上宮町・大鶴本町・大肥町・大鶴町・大肥本町
夜明	1	夜明上町・夜明中町・夜明閑町
前津江	1	柚木・出野・大野・赤石
中・上津江	1	野田・川辺・丸蔵・鯛生・上津江川原・都留・上野田・雉谷
西大山	1	老松・西峰・北部の一部・烏宿・清流の一部・南部・中央の一部
東大山	1	都築・北部の一部・中央の一部・清流の一部
馬原 (※中川の一部を含む)	1	丸山西・丸山東・馬原1・馬原2・馬原3・女子畑
中川 (※五馬の一部を含む)	1	桜竹1・桜竹2・赤岩・湯山・本城・五馬市東・五馬市西
五馬	1	出口・塚田
19区域	19人	

令和元年度農業委員会 地区別セミナーが開催されました！

九月三十日、くすまちメルサンホールにて、大分県農業委員会西部地区（日田・玖珠・九重）地区別セミナーが開催され、日田市農業委員会からは、二十二名の農業委員、農地利用最適化推進委員が参加しました。

「人・農地プラン」の実質化に向けた農業委員・推進委員の取り組みについての説明や、同プランの実行により約二ヘクタールの農地集積・集約化に成功したという取り組み発表、意見交換等が行われました。



↑「人・農地プラン」の実質化についての説明の様子

令和元年度日田市農業者年金 受給者協議会総会

農業者年金受給者協議会総会が六月二十七日、日田市役所で開催され、令和元年度の事業計画等を話し合いました。閉会后、運動実践指導者である新川美奈子氏より「手軽にできる健康体操」、落語家の福々亭金太郎氏より落語「いただきます」の講演が行われました。

↓出席者全員で健康体操



↓落語講演



農地パトロールを実施しました！

農業委員会では毎年八月から九月にかけて農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。

この調査では、主に荒れた農地や違反転用がないかを確認しています。

この調査の結果を受けて、対象農地の所有者等に農地の利用に関する意向調査を行う事がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



↑パトロールの様子

農業委員会では 戸別訪問を実施しています！

農業委員会では、農業委員・農地利用最適化推進委員が戸別訪問を行い、アンケートを実施しています。このアンケートを通じて近い将来所有している農地をどのようにしていきたいかの意向把握を行い農地を売りたい、貸したい等の農地情報の共有を行っています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



農地利用最適化定期検討会について

担い手への農地集積・集約化の推進のため、農業委員会や関係機関が集まり、農地利用最適化定期検討会を開催しています。

委員からの活動の取り組み発表や、あっせん希望農地の情報提供、「人・農地プラン」の実質化に向けた活動の情報共有等を行っています。



↑活動の取り組み発表の様子

九州北部豪雨被災地の農家 再開への道のり

平成 29 年 7 月に日田市を襲った九州北部豪雨から 2 年余りが経過しています。

九州北部豪雨の被災農家である吉田博之さんは現在、天瀬町女子畑の台地区で主にチンゲンサイの栽培を行っています。吉田さんは J A を退職後、父親が農業を営んでいたこともあり、41 歳で本格的に農業を始め 20 年近く大鶴で農業を営んでいましたが、九州北部豪雨により使用していたハウスが浸水し、泥が 1 メートル以上も積もりました。現状のビニールハウスでは、農業を再開することができないため、天瀬町女子畑の台地区で農地を借り入れることにしました。再建したビニールハウス 21a でチンゲンサイ栽培を再開して 1 年、現在やっと安定して生産ができるようになってきたとのこと。有機堆肥を活用し、減農薬で安心安全なチンゲンサイ栽培に取り組んでいます。

「まずは自分たちが食べていけるくらいまで戻すことが目標です。そのためにも土台となる土づくりをしっかりと行います。」と吉田さんは話していました。



← 苗の植え付け作業



← 順調に成育しているチンゲンサイ

ドローンによる散播が行われました！

6 月 12 日、農事組合法人小野谷の災害復旧された圃場でドローンによる散播、併せて 9 月 12 日には日田市三河町の水田にて農薬散布も行われました。

農作業の効率化が期待されています。



← 散播の様子

農地相談会を開催します！

農業委員が農地に関する相談に応じます。農地の貸し借り、売買、農地を探している等どんな内容でも結構です。お気軽にご相談ください。

日時：令和 2 年 1 月 17 日(金)

13:00~16:00

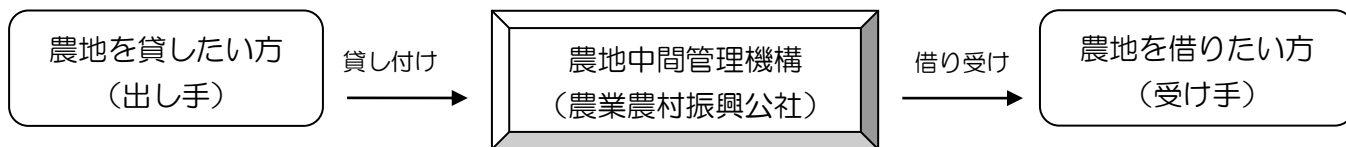
場所：日田市役所 501 会議室



← 去年の相談会の様子

農地中間管理事業による農地の貸借をしませんか？

農地中間管理事業とは大分県農地中間管理機構（大分県農業農村振興公社）が、農地を貸したい方と農地を借りたい方の中間的受け皿となって、農地の集積・集約化を進める事業です。



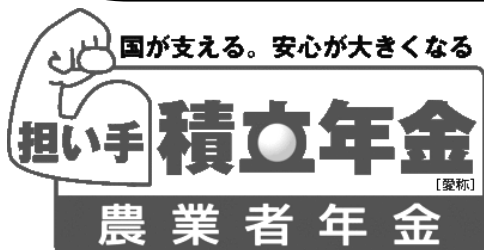
～農地を貸したい方へ～

- ①賃借料は受け手から機構が徴収し、機構が責任をもってお支払いします。
- ②借入期間が過ぎたら、農地はお返しします。（延長もできます。）
- ③機構に貸し付けをした農地にかかる固定資産税が軽減される場合があります。（一定の条件を満たす必要があります。）

～農地を借りたい方へ～

- ①まとまりのある農地を借り受けたり、他の受け手と農地を交換したりして、農作業の効率化が図れます。
- ②出し手が多数でも、賃借料の支払先は機構に一本化されます。
- ③万一、出し手が子の代に移っても、契約期間内は変わらず耕作できます。

詳しくは、日田市農業振興課（電話番号 0973-22-8211）にお問い合わせください。



農業者年金は、次の条件を満たす方はどこでも加入できます。

○60 歳未満の方

○国民年金第 1 号被保険者

（国民年金の保険料納付免税者は除く。）

○年間 60 日以上農業に従事している方

（配偶者・後継者も可）

認定農業者など、一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助（月額最大 1 万円）があります。

詳しくは、農業委員会事務局またはお近くの JA 窓口（農業協同組合）へお問合せ下さい。

日田市のホームページからでも
農業委員会の情報がご覧いただけます。

http://www.city.hita.oita.jp/soshiki/nogyo/nogyo_jimukyoku/index.html

主な 内容

- 農業委員会の業務内容
- 農地法関係の申請手続き案内
- 各種申請書様式のダウンロード
- 農業者年金に関する情報
- 農業委員会が発行する証明
- 農業委員会総会議事録
- 農業委員会だより
- 農地の賃借料情報 等

農地の「賃借料情報」を 提供しています！

農業委員会事務局では、農地法第 52 条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報を提供しておりますので、賃借料を決定する際の判断材料としてご活用ください。

なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸手と借手の両者でよく協議

農業委員会からのお知らせ

お問合せ先

農業委員会事務局 (市役所 3 階)

☎0973-22-8213

農地に関する手続きについて

「自分の農地だから許可や届出等をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用していいものでは」と思っている方はいませんか。

- 農地を『売ったり』『貸したり』『転用』したりするときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。
- 対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断されます。登記地目が農地(田・畑)であれば、耕作されていなくても農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、農地に利用されている土地は農地とみなされます。

農地を売買又は貸し借りするときは	自分名義の農地を転用するときは	他人名義の土地を買うか借りて転用するときは
3 条 申 請 及 び 農業経営基盤強化促進法	4 条 申 請	5 条 申 請

- 農地を耕作目的で売買したり貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。
- 農地を取得する適格者(耕作者の面積が申請地を含めて下限面積25a以上)でない場合には許可されません。

- 農地の転用とは、農地を住宅・工場・倉庫・駐車場用地など農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。
- 農振法の農用地区域内農地でないか農業振興課で調べてください。もし区域内農地であれば除外の申請をしてください。県の認可によるこの除外が決定にならないと農業委員会への転用申請ができません。

注意!!

- ◎農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。
- ◎許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し完了報告・登記まで済ませて下さい。
- ◎違反転用等については、農地法で原状回復等の処分や罰則が定められています。

農地を相続した場合…

申請書の
締め切りは、**毎月
24日**

※24日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。

農業委員会への届出が必要です!

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要です。
- 耕作できない場合は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。